

野田市内全域の公共の場

平成27年4月1日から「ポイ捨て」「路上喫煙」「ペットの排泄物等の放置」は、禁止行為です。

平成27年4月1日から野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例が制定され、野田市内全域の公共の場所で、路上喫煙、空き缶・吸い殻・ペットボトル等のポイ捨て、動物の糞や尿、ブラッシング後の毛の放置が禁止になりました。

また、今後指定する重点区域で禁止行為を行うと2万円以下の過料が科せられる場合があります。

禁止行為



路上喫煙



吸い殻、空き缶、
ペットボトル等の
ポイ捨て



動物のふん、尿、
ブラッシング後
の毛の放置



落書き、設置権限
のない置き看板等
の放置

【野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例】

第8条 何人も公共の場所において次の行為をしてはならない。

(1) 路上喫煙をすること。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 公共の場所の管理者が指定した場所において喫煙する場合

イ 道路において、他の通行の妨げとならない場所に停止し、かつ、携帯用灰皿(携帯用にたばこの灰及び吸い殻を収納するために製造された容器で、その収納口を閉じることができるものをいう。)を使用し、喫煙する場合

(2) ポイ捨てすること。

(3) 飼い犬等の排泄物を放置すること。

(4) 落書きをすること。

(5) 置き看板、のぼり旗、はり札等を放置(設置する権限のない場所に設置する場合は、放置とみなす。)すること。